

個人支援

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、生活・暮らしの支援を行うため市県民税非課税世帯等に対して給付金を支給します。 **給付金額 1世帯あたり10万円(全国一律)**
支給方法 世帯主名義の口座へ振込

支給対象	申請方法	申請期限
①住民税非課税世帯 基準日(令和3年12月10日)において、尾道市に住民票があり世帯全員の令和3年度分の市県民税が非課税である世帯	対象と思われる世帯の世帯主へ、1月31日から確認書を送付しています。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。 ※対象と思われる世帯で確認書が届かない場合は、コールセンターにご連絡ください。	5月2日(月) 【消印有効】
②家計急変世帯 ①以外の世帯で、令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯員全員の市県民税が非課税水準以下になった世帯 ※他自治体ですでに今回の支給を受けた世帯の人は、尾道市の給付対象ではありません。	申請が必要です。 ・コールセンターにご連絡ください。申請書と返信用封筒を送付します。様式は、市HPにも掲載しています。 ・必要書類(申請書、簡易な収入見込額の申立書、収入を証明する書類、本人確認書類、口座確認書類のコピーなど)を、返信用封筒で返送してください。	9月30日(金) 【消印有効】

※①、②とも、市県民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯を除きます。
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵送で提出・申請してください。
送付先 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金担当 〒722-8501 久保一丁目15-1
☎尾道市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター
(☎0120-77-4302/8:30~18:00※土日祝日除く。)※4月1日以降は8:30~17:15

事業者支援

【広島県】感染症拡大防止協力支援金(第7期・第8期)

まん延防止等重点措置の要請期間(第7期:1月9日~31日、第8期:2月1日~20日)各期全日において、営業時間短縮等の要請に協力し、支給要件を満たす飲食事業者に、県から「感染症拡大防止協力支援金」が支給されます。
申請方法は広島県HPをご覧ください。
☎第7期:3月18日(金) 第8期:4月11日(月)※第8期の申請受付は2月21日(月)から。
☎広島県協力支援金センター
(☎082-248-6851/9:30~17:00※土日祝日を除く。)



広島県HP▶

【広島県】頑張る中小事業者月次支援金(1月分・2月分)

まん延防止等重点措置等に伴う、飲食店の休業・時間短縮営業、外出自粛等の影響により、売上が減少した中小事業者に、県から「頑張る中小事業者月次支援金」が支給されます。
申請方法は広島県HPをご覧ください。
☎1月分:3月31日(木) 2月分:4月30日(土)※2月分の申請受付は3月1日(火)から。
☎頑張る中小事業者月次支援金センター(☎082-248-6853/9:30~17:00※土日祝日を除く。)



広島県HP▶

くらしの窓

市からのお知らせ

所得証明書と所得課税証明書の発行手数料が変わります

現行	3月1日から
所得に関する証明 手数料1件(同一 世帯を1件とす る。)につき300円	所得に関する証明 手数料1通につき 300円

☎収納課(☎0848-38-9172)

災害義援金配分のための申請を受け付けています

令和3年7月広島県大雨災害義援金の配分申請を受け付けています。

罹災証明書発行済の対象者に、市から申請書を送付していますので、お早めに提出してください。

☎次のいずれかに該当する人
・人的被害が「死亡」か「重傷者」
・住家の罹災状況が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊、床上浸水」「一部損壊(準半壊に至らない)、床上浸水」

☎社会福祉課
(☎0848-38-9122)

市県民税/国民健康保険料/介護保険料の申告相談

申告相談期間 開催中~3月15日(火)※土・日・祝日を除く。
会場など詳しくは、広報おのみち1月号10~11頁をご覧ください。

☎市民税課
(☎0848-38-9154)
因島瀬戸田市民税係
(☎0845-26-6227)



戸籍の附票の記載内容が変わります

デジタル手続法の施行により、1月11日から次のとおり変更となりました。
○附票に生年月日、性別が記載されます。

※1月11日より前に除票となった人は、生年月日、性別は記載されません。

○本籍・筆頭者氏名、在外選挙人の登録情報を記載するか、省略するか選択できます。

※原則、省略ですので、必要な人は申請書にその旨を記入してください。

☎市民課(☎0848-38-9160)

お詫びと訂正

広報おのみち12月号10頁の「国保・後期「医療費のお知らせ」を送信します」に掲載している内容の一部誤りがありました。お詫びして訂正します。

■国民健康保険の被保険者への発送予定時期
【2回目】(11~12月診療分)
【誤】3月下旬
【正】3月上旬

☎保険年金課
(☎0848-38-9142)

みんなで取り組もう! イノシシの近づきにくい環境づくり

不定期連載
8



■イノシシは悪者か?

「丹精込めて作った農作物が、収穫間際にイノシシに食べられた。」という考え方が正しいと言われています。イノシシの胃は単純な構造のため、消化の良い食べ物が欠かせず、栄養価が高く美味しい農作物に執着するのは当然なのです。人が農耕生活を始めた古来より、イノシシとの攻防が続いているという研究報告もあります。

本来、イノシシを含む野生動物は、法律によってむやみに捕獲することが禁止されています。イノシシの捕獲は、有害鳥獣対策の手法であって、目的ではありません。有害鳥獣対策の目的は、その被害の減少なのです。そうであれば、イノシシと人が「棲み分け」出来る環境を作ることが大切なのではないでしょうか。

「山が荒れて食べ物がなくなったので、イノシシが出るようになった。」という意見がありますが、「農作物がイノシシを引き寄せた。」という考え方が正しいと言われています。イノシシの胃は単純な構造のため、消化の良い食べ物が欠かせず、栄養価が高く美味しい農作物に執着するのは当然なのです。人が農耕生活を始めた古来より、イノシシとの攻防が続いているという研究報告もあります。

まずは「農地をイノシシ被害から守る防護柵の設置」、そして「イノシシが潜むヤブの刈り払い」と「イノシシを呼び寄せる放任果樹や野菜残さ等の撤去」、その上で「被害減少に効果的なイノシシの捕獲」により、イノシシ被害の減少に取り組みましょう。

☎農林水産課
(☎0848-38-9473)